

令和8年度 三朝町保育料基準額表

三朝町における階層の定義			徴収金基準額（月額）				
			1号認定	2号認定		3号認定	
			保育を必要としない子ども（幼稚園等）	保育を必要とする3歳以上の子ども（こども園、保育園）		保育を必要とする3歳未満の子ども（こども園、保育園）	
階層			教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 町民税非課税世帯		0	0	0	0	0
2	町民税均等割のみ課税世帯		0	0	0	5,000	4,000
	（ひとり親世帯等）		0	0	0	0	0
3	1階層を除き、当該年度分（4月から8月分） にあっては、前年度分）の町民税課税世帯であって、その所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	0	0	0	12,000	9,500
		（ひとり親世帯等）	0	0	0	5,500	4,250
4		48,600円以上 72,800円未満	0	0	0	19,000	15,000
		（ひとり親世帯等）	0	0	0	9,000	7,500
5		72,800円以上 77,101円未満	0	0	0	20,000	16,000
		（ひとり親世帯等）	0	0	0	9,000	8,000
6		77,101円以上 97,000円未満	0	0	0	20,000	16,000
7		97,000円以上 133,000円未満	0	0	0	27,000	21,500
8		133,000円以上 169,000円未満	0	0	0	28,000	22,500
9		169,000円以上 301,000円未満	0	0	0	30,000	24,000
10		301,000円以上	0	0	0	32,000	25,500